

上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例

平成17年3月22日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、上富良野町が設置する公の施設(以下「施設」という。)の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)
- (3) 管理の基準
- (4) 申請の資格(以下「申請資格」という。)
- (5) 選定の基準
- (6) 利用料金に関する事項(法第244条の2第8項の規定により利用料金を収受させる場合に限る。)
- (7) 指定管理者に管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (8) その他町長等が定める事項

(申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に申請しなければならない。

- (1) 管理に係る施設の業務計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他町長等が定める書類

(選定)

第4条 町長等は、前条の規定に基づく申請があったときは、当該団体(申請資格を有する者に限る。以下「申請者」という。)について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 業務計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているもの、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他町長等が施設に応じて定める基準

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 町長等は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体(次項において「出資団体等」という。)を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 町長等は、前項の規定により選定するときは、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(選定結果の通知)

第6条 町長等は、第4条又は前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果をすべての申請者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 町長等は、第4条又は第5条の規定により指定管理者の候補者として選定された団体を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(結果の通知等)

第8条 町長等は、前条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、速やかに、申請者にその結果を通知するものとする。

2 町長等は、前項の規定による通知を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。公表した事項に変更があったときも、同様とする。

(1) 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

(3) 指定期間

(協定の締結)

第9条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 業務計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 管理に係る業務報告に関する事項

(5) 町が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理に係る業務の停止に関する事項

(7) 管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報(上富良野町個人情報保護条例(平成13年上富良野町条例第2号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。)の保護に関する事項

(8) その他町長等が定める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 町長等は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理に係る業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、指定管理者に損害が生じても、町長等はその賠償の責めを負わない。

3 第8条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理に係る業務の停止について準用する。

(事業報告書の提出)

第12条 指定管理者は、法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)毎年度終了後30日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理に係る業務の実施状況に関する事項

(2) 利用状況に関する事項

(3) 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項

(4) 管理に係る経費の収支状況に関する事項

(5) その他町長等が定める事項

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者(その職員及び職員であった者を含む。)は、施設の管理に係る業務に関して知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、上富良野町個人情報保護条例(平成13年上富良野町条例第2号)第10条第2項及び第3項の規定を遵守し、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第9条に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理しなくなった施設又は施設の設備等を原状に復さなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、こ

の限りでない。

(損害賠償義務)

第15条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の上富良野町立保育所条例（昭和39年上富良野町条例第32号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(上富良野町情報公開条例の一部改正)

3 上富良野町情報公開条例（平成13年上富良野町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、議会及び公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）」を「及び議会」に改める。

第6条第1項第1号ア中「公務員の」を「公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）」の」に、「公務員たる」を「公務員等たる」に改め、同項第2号中「及び地方公共団体等」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第29条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 前項に規定する文書については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「出資法人等」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(上富良野町個人情報保護条例の一部改正)

4 上富良野町個人情報保護条例（平成13年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、議会及び公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）」を「及び議会」に改め、同項第4号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条の見出し中「委託の」を「委託等における」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「受託事務に従事している者又は従事していた者」を「指定管理者（当該事務に従事している者及び従事していた者を含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理（個人情報の取扱いを伴うものに限る。）を行わせるときは、当該指定管理者と締結する協定等において、個人情報の適切な取扱いについて当該指定管理者が講ずるべき措置を明らかにしなければならない。

第15条第1項中「次に掲げる」を「実施機関に対して、次に掲げる」に改める。

第42条の見出し中「国又は他の地方公共団体」を「国等」に改め、同条第1項中「、国若しくは他の地方公共団体」を「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）」

に、「又は国若しくは他の地方公共団体」を「又は国等」に改める。

第45条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に関する特例)

第45条の2 指定管理者が公の施設の管理を行うにあたって個人情報(当該指定管理者が公の施設の管理を行うのにあたって保有するものに限る。)を取り扱う場合については、第6条から第10条第1項(第8条第1項第5号を除く。)までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)を通じて、あらかじめ」と、第7条第2項第3号中「第8条第1項第5号の規定に基づき他の実施機関」とあるのは「指定管理者の事務の適正な執行のため、指定実施機関が公益上必要があると認める場合に当該指定実施機関」と、同条第2項第7号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第3項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と、同条第4項中「町長に」とあるのは「指定実施機関を通じて、町長に」と、同条第5項ただし書及び第8条第1項第6号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合における第11条から第26条までの規定の適用については、第11条中「実施機関に対し、当該実施機関」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者」と、第12条、第13条、第14条及び第15条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第16条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「以内に」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて」と、同条第2項から第4項までの規定中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第17条、第18条及び第19条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第20条第1項中「実施機関に対し、当該実施機関」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者」と、第21条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「訂正等を行わなければならない」とあるのは「指定管理者に訂正等を行わせなければならない」と、第22条及び第23条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第24条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「訂正等を行ったとき」とあるのは「訂正等を指定管理者に行わせたとき」と、第25条中「実施機関に対し、当該実施機関」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者」と、第26条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第3項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「処理を行い」とあるのは「処理を指定管理者に行わせ」と、同条第4項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」とする。

(上富良野町立保育所条例の一部改正)

5 上富良野町立保育所条例(昭和39年上富良野町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(昭和35年上富良野町条例第1号)」を「(平成15年上富良野町条例第29号)」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 保育時間及び保育料等については、上富良野町保育の実施に関する条例(昭和62年上富良野町条例第1号)の定めるところによる。

第6条及び第7条を削り、第8条各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第6条とする。

前条第1項の規定に基づき、指定管理者に保育所の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

第9条を削り、第10条第3項中「法」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改め、同条を第7条とし、第11条を第8条とする。

(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

6 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(昭和62年上富良野町条例第20号)の一部を次のように改める。

第2条に次の1号を加える。

(27) B & G海洋センター

第3条中第1号を次のように改め、第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

(1) ラベンダーハイツ

上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例施行規則

平成17年3月30日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例(平成17年上富良野町条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、条例第2条の規定により公募するときは、次に掲げる方法により同条各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 上富良野町広報誌への掲載
- (2) インターネットホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長等が適当と認める方法

(申請資格)

第3条 条例第3条の規定による申請ができる団体は、次の各号のいずれにも該当しない団体とする。

- (1) 当該団体の役員(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者)のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - (2) 破産宣告を受けた法人又は清算法人
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における競争入札の参加を制限されている法人
 - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある団体
 - (5) 国税及び地方税を滞納している団体
- 2 前項に定めるもののほか申請資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申請手続)

第4条 条例第3条の規定による申請は、指定管理者の指定申請書(別記様式第1号)により行うものとする。

2 条例第3条第4号の町長等が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿の謄本(法人以外にあつては、代表者の身分証明書等)
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) ISO9000及び14000を取得しているものは、その登録書の写し
- (5) その他町長等が必要と認める書類

(選定委員会の設置)

第5条 条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の選定等を公正かつ適正に行うため、上富良野町指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 町長等は、条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の候補者の選定にあつては、選定委員会の意見を聴くものとする。

3 選定委員会は、次に掲げる事項のほか、町長等が必要と認める事項を審議し、町長等に意見を述べるものとする。

- (1) 指定管理者の申請資格に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者を選定すること。
- (4) 指定管理者の指定取消し等に関すること。

(選定委員会の組織)

第6条 選定委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 企画財政課長
- (3) 税務課長

(4) 町民生活課長

(5) 当該公の施設の主幹課長

- 2 選定委員会に委員長をおき、総務課長をもってこれを充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 選定委員会の審議にあたって、専門家の意見を聞く必要がある場合又は第三者の意見を聞くことで手続の公正性を確保する必要があると認められる場合は、第1項に規定する委員以外の者で、当該公の施設の管理に関し利害関係のない者を委員に加えることができる。

(職務)

第7条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を掌理する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 選定委員会の会議は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 第6条に規定する委員が、申請団体の役員に就いている場合は、当該候補者の選定等に関与することができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、選定委員会の会議に、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、総務課において行う。

(選定結果の通知)

第10条 条例第6条の規定による通知は、指定管理者候補者の選定通知書(別記様式第2号)により行うものとする。

(指定管理者の指定に係る公表)

第11条 条例第8条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 上富良野町広報誌への掲載
- (2) インターネットホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長等が適当と認める方法

(指定の通知)

第12条 条例第8条の規定による通知は、指定管理者の指定通知書(別記様式第3号)によるものとする。

(協定の締結)

第13条 条例第9条第8号の町長等が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 再委託の禁止等に関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 事故発生時の報告等に関する事項
- (4) 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設の管理に伴い取得した物品等に関する事項
- (5) 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
- (6) その他町長が必要と認める事項

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式第1号

(第4条関係)

別記様式第2号

(第10条関係)

別記様式第3号

(第12条関係)

指定管理者の指定申請書

年 月 日

上富良野町長 様

申請者

所在地：

団体名：

代表者氏名：

連絡先(電話)：

上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

添付書類

- 1 業務計画書（附属様式第1号）
- 2 収支計画書（附属様式第2号）
- 3 前事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（若しくはこれらに類する団体の経営状況を証する書類）
- 4 定款、寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則及び代表者の身分証明書等）
- 5 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配付開始日以降に交付されたもの）
- 6 ISO9000及び14000を取得しているものは、その登録書の写し
- 7 その他町長が必要と認める書類

(施設の名称)			
団体名			
代表者名		設立年月	
団体所在			
電話番号		F A X 番	
E mail			

現在運営している類似施設

施設名	所在地	主な業務内容	管理運営期間			
			自	年	月	日
			至	年	月	日
			自	年	月	日
			至	年	月	日
			自	年	月	日
			至	年	月	日

内 容 (別紙可)

<p>【管理運営を行うに当たっての方針について】</p>
<p>【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組みについて】</p>
<p>【施設の管理について】</p> <p>1 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む。)</p> <p>2 職員の研修計画</p> <p>3 経理</p>

【施設の運営について】

- 1 年間の自主事業計画（「自主事業計画書」については別紙に記入のこと。）
- 2 サービス向上のための方策
- 3 利用者等の要望の把握と実現策
- 4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- 5 その他（地域との連携、他施設との連携等）

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

- 1 防犯、防災の対応
- 2 その他、緊急時の対応

【団体の理念について】

- 1 団体の経営方針等
- 2 指定管理者の指定を申請した理由
- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

【その他、特記事項について】

自主事業計画書（ 年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

附属様式第2号

(施設 名 を 記 入)
 の 管 理 運 営 に 関 する 収 支 計 画 書
 (年 度)

(単 位 : 千 円)

		金 額	内 訳	備 考
項 目	委託料			
	利用料金		(利用料金制度適用施設のみ)	
	その他			
収入合計(A)				
項 目	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
支出合計(B)				
収支(A) - (B)				

- 1 1年間(12ヶ月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。
- 2 年度毎に作成してください。

(文 書 番 号)
年 月 日

(すべての申請者) 様

(町 長 等) 印

指 定 管 理 者 候 補 者 の 選 定 通 知 書

上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例第3条の規定に基づき申請のあった(施 設 名)の指定管理者の候補者を次のとおり選定したので、同条例第6条の規定に基づき、通知します。

記

(施 設 名)の指定管理者の候補者に選定した者

(担当所管:)

(文 書 番 号)
年 月 日

(被指定者) 様

(町 長 等) 印

指 定 管 理 者 の 指 定 通 知 書

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり貴法人 (団体) を本町の公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 管理運営を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2 管理運営を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理運営業務の範囲

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理運営業務の詳細事項については、別に締結する協定により定めるものとする。

(担当所管 :)